



## 長期避難者の生活拠点整備に係る取組について

長期避難者の生活拠点の整備については、近いうちに、「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」の第2回会合を開催します。

そこでは、

- ① 今般、コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の制度の詳細を整えたことや、
  - ② 避難者受入れ経費への財政措置を見直すこととしたことなど、本格的に整備に取り組むための枠組みが固まったことから、これらの状況を報告するとともに、今後の進め方について意見交換します。
- 協議会の日程については、現在調整中であり、後日公表いたします。

### 資料

コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の概要  
→ 別添1のとおり

### 参考資料

「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」について  
→ 別添2、3のとおり

本件連絡先：  
（原子力災害復興班）担当：佐藤、石川、真鍋、石田  
  
電話：03-5545-7369（直通）

## コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）の概要

### 事業目的

- 長期避難者のための安定した生活環境を確保し、長期にわたる避難生活を安心して過ごせるよう、コミュニティを維持しつつ、災害公営住宅の整備を中心とした生活拠点の形成を促進する。

### 制度の特長

- ① 災害公営住宅を中心とした基盤整備とコミュニティ維持のためのソフト施策を一体的に実施
- ② 関連基盤整備等事業については、避難者の増加への対応や長期にわたる避難生活の安定という観点から対象事業を充実
- ③ 福島県、受入市町村、避難元市町村が連携し、共同で「生活拠点形成事業計画」を策定

### 対象地域

- 長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、「生活拠点形成事業計画」を作成した受入市町村

### 予算規模

- 平成25年度予算 国費503億円（新規）

## 事業のスキーム

- ◆ 福島県及び受入市町村が共同して、受入市町村ごとに生活拠点形成事業計画を作成。
- ◆ 避難元市町村等が事業を実施する場合は、当該地方公共団体も作成主体として参画。
- ◆ 生活拠点形成事業計画に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付。

### 生活拠点形成事業計画の内容

- ① 生活拠点の形成に関する目標
- ② 公営住宅の整備又は管理に関する事業概要
- ③ ②以外の事業の事業概要及び居住制限者の避難の状況との関係
- ④ 事業に要する費用
- ⑤ 事業の実施主体
- ⑥ その他

### 生活拠点形成事業計画の計画期間

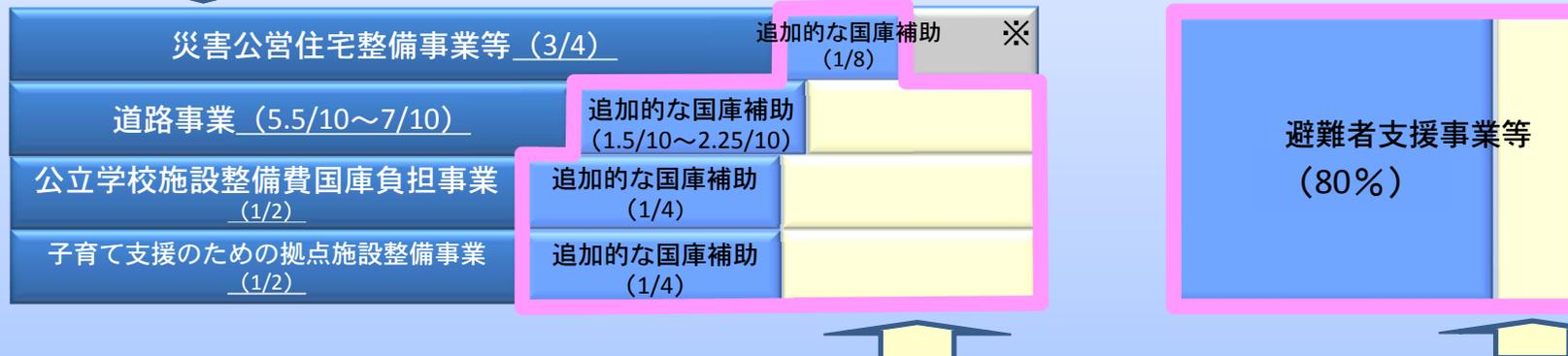
平成25年度から当面平成28年度までのうち、避難指示解除見込み時期等を勘案し設定

## 地方負担の軽減

### 本来の補助

※下線は基本国費率  
(本来の補助率)

(例)



② 地方交付税の加算 : なお生じる地方負担は震災復興特別交付税で措置

※家賃や料金等の収入がある事業については震災復興特別交付税の対象外

## 交付対象事業

### ○ 基幹事業

#### 生活拠点事業(必須事業)

災害公営住宅整備事業等 ・災害公営住宅の整備 ・災害公営住宅に係る用地取得造成等	災害公営住宅家賃低廉化事業 東日本大震災特別家賃低減事業 公営住宅等ストック総合改善事業
--	--

#### 関連基盤整備等事業(選択事業)

- ・ 避難者の増加等に対応して、受入市町村の生活基盤等を整備するために必要な事業

インフラ	道路事業	交通安全施設等整備事業
	下水道事業	水道施設整備事業
	都市公園事業	埋蔵文化財発掘調査事業
教育・子育て施設関係	公立学校施設整備費国庫負担事業	保育所緊急整備事業
	学校施設環境改善事業	放課後児童クラブ整備事業
	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	児童福祉施設等整備事業
	認定こども園整備事業	子育て支援のための拠点施設整備事業
	保育所等の複合化・多機能化推進事業	
社会福祉施設関係	介護基盤復興まちづくり整備事業	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業
	介護基盤の緊急整備等特別対策事業	地域介護・福祉空間整備推進事業
	施設開設準備経費助成特別対策事業	社会福祉施設等施設整備事業
	定期借地権利用による整備促進特別事業	

- ・ 避難者の一定のニーズに対応して生活支援を行うために必要な事業

被災者生活支援事業(高齢者等に対する相談・生活支援等)	「農」のある暮らしづくり事業(市民農園等)
-----------------------------	-----------------------

### ○ 避難者支援事業等

避難者の生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業など、基幹事業と一体となって効果を増大させる事業等を基幹事業の35%を上限に実施。

- ・ 地域住民と避難者の交流事業
- ・ スクールバスの運行
- 等

平成 24 年 9 月 22 日

## 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会 の設置について

### 1. 設置趣旨

避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難指示区域が設定されている、または、かつて設定されていた市町村（以下、「避難元自治体」という。）及び避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村（以下、「受入自治体」という。）からなる協議会を設置する。

### 2. 協議事項

協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整すること
- (2) 避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整すること
- (3) その他

### 3. 協議会の構成等

協議会の構成等は次のとおりとする。

#### (1) 協議会

協議会は、復興大臣、福島県知事、避難元自治体の首長及び受入自治体の代表の首長等により構成する。

なお、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### (2) 事務担当者会議（全体会）

協議会に事務担当者会議（全体会）を置く。事務担当者会議（全体会）は国、福島県、避難元自治体及び受入自治体の事務担当者により構成する。

### (3) 事務担当者会議（個別部会）

協議事項に係る検討・調整を円滑に進めるため、事務担当者会議（全体会）に受入自治体ごとの事務担当者会議（個別部会）を置く。事務担当者会議（個別部会）は受入自治体ごとに、国、福島県、当該自治体での生活拠点の形成を検討する避難元自治体及び受入自治体の事務担当者により構成する。

## 4. 庶務

協議会の庶務は、復興庁の協力を得て、福島県において処理する。

## 5. その他

その他協議会の運営に関して必要な事項は、福島県知事が復興大臣と協議して定める。

# 長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の構成

## 協議会

- ・復興大臣
- ・福島県知事
- ・避難元自治体の首長
- ・受入自治体の首長(代表)等



## 事務担当者会議(全体会)

- ・国
- ・福島県
- ・避難元自治体
- ・受入自治体

## 事務担当者会議(個別部会)

- |   |  |  |  |   |   |   |   |    |
|---|--|--|--|---|---|---|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・いわき市</li><li>・国</li><li>・福島県</li><li>・避難元自治体</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・福島市</li><li>・国</li><li>・福島県</li><li>・避難元自治体</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・郡山市</li><li>・国</li><li>・福島県</li><li>・避難元自治体</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・会津若松市</li><li>・国</li><li>・福島県</li><li>・避難元自治体</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・二本松市</li><li>・国</li><li>・福島県</li><li>・避難元自治体</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・A市</li><li>・国</li><li>・福島県</li><li>・避難元自治体</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・B町</li><li>・国</li><li>・福島県</li><li>・避難元自治体</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・C村</li><li>・国</li><li>・福島県</li><li>・避難元自治体</li></ul> | ▪▪ |
|---|--|--|--|---|---|---|---|----|